

11月は『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である「国民健康保険」へのご理解と、大切な財源である「国民健康保険税」の納期内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化に

ご協力ください

医療費は年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担が、今以上に重くなることになりかねません。医療費を抑制できれば、加入者の方の負担を抑えることにもつながります。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

市では、医療費の適正化を図る上で、施術内容と請求内容が一致しているかを確認するため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っております。日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。

◆委託先

(株)大正オーデイット
健康保険事務センター

◆対象となる場合

・骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）の施術を受けたとき

※骨折および脱臼については、緊急の手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆対象とならない場合

・日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良
・捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
・症状の改善の見られない長期の施術
・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労働災害適用が原則）など

◆施術を受けるときの注意点

① 負傷原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと伝えてください。負傷原因が労働災害に該当する場合は、保険診療の対象となりません。また、負傷原因が交通事故など第三者の行為による場合は、届け出が必要です。

② 柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう

「柔道整復施術療養費支給申請書」は、施術を受けた方が

が柔道整復師に国民健康保険への請求を委任する書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額等をよく確認しましょう。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

③ 領収証を必ずもらいましょう

領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください。また、市から年3回送付する「医療費通知」で金額・日数の確認をしてください。

④ 治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。



お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

はじめましょう！
介護予防
いつまでも自分らしく
この街で

◆日時

11月15日(火)
13時15分～16時(13時開場)

◆場所

市役所市民室

◆対象者

市内在住の勤者
(要事前申込)

◆定員

100人(先着順)

◆参加費

無料

◆演題

第3回介護予防講演
会2016「認知症を知り、共に生きる」

◆内容

①市民と協働ですすめる介護予防と生きがいづくり
②市民と行政が協働した介護予防活動
③茂原で活動しているグループ紹介

◆講師

①浦安市猫実地域包括支援センター
②浦安介護予防アカデミア
③介護度重度化防止推進員ほか

お申し込み・お問い合わせは、
地域包括支援センター(2階)
☎(20)15883、FAX(26)67888へ。